



雨にも負けずどんと焼き

阿知須小学校グラウンドで

町レクリエーション愛好会（代表者 浅利文一さん・西条）は、新春恒例の伝統行事の「どんと焼き」を一月十五日（木）に、阿知須小学校校庭で行いました。
小雨の降るあいにくの天気でしたが、前日から輪飾りなどの処分にかまるのでぜひ開催してほしいとの依頼が多数あり、この日は雨のあいまをぬって行われました。

当日は、児童から高齢者まで多数が輪飾りなどを持って参加し、はじめに浅利さんが「どんと焼き」の由来について説明、小学生の女の子による点火式を行い、輪飾りや破魔矢を浄火し、一年の健康を全員で祈りました。

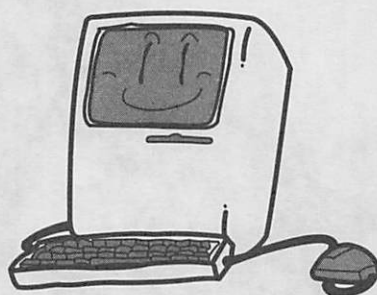
また、レク愛好会の好意により参加者全員に温いぜんざいがふるまわれ、寒さに震えていた参加者に変好評でした。

町民税・所得税の

申告はお早めに



町役場の申告相談
2月16日(月)から
3月16日(月)日まで



町では、町民税と所得税の申告を二月十六日から三月十六日まで、昨年同様に電子計算機(コンピュータ)による申告相談を行います。

申告相談を受ける人は、提出用の申告書にはいっさい記入されないで、控え用の申告書と収支内訳書を作成し、その他必要書類と併せてお持ちください。

確定申告を

しなければならない人

《事業所得や不動産所得 などがある場合》

平成九年中の所得金額の合計額が、所得控除の合計金額を超える人

《サラリーマンの場合》

①給与の年収が二十万円を超える人

②給与収入および退職所得以外の所得の合計が二十万円を超える人

③給与を二か所以上からもらっている場合は、従たる給与の収入と②の合計が二十万円を超えている人

④同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃借料などを受け取った人

⑤源泉徴収されていない給与をもらっている人

住民税(国民健康保険税) の申告をしなければならない人

所得税の確定申告を提出した人は、住民税の申告を

する必要はありませんが、次のような人は申告をしなければなりません。

①事業(農業含む)、配当、不動産などの所得がある人

②給与所得のほか土地・家賃などの不動産や農業、配当などの所得がある人(住民税では、所得が少額「二十万円以下」であっても必ず申告しなければなりません。)

③サラリーマンで、年の途中に会社をやめた人

④給与所得または公的年金の所得のみの人で、社会保険料、生命・損害保険料、医療費などの控除を受けようとする人

⑤国保の被保険者であって、平成十年一月一日以降に転入された人

※申告をされないと、保険税の軽減や入院食事代の減額ができなくなります。





確定申告に必要なもの

- ☐ 申告用紙（税務署から送付された人）
- ☐ 印かん
- ☐ 昨年中の支払いのわかる証明書または帳簿書類
- ☐ 社会保険料、生命・損害保険料などの証明書
- ☐ 源泉徴収票や支払い証明書
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などを受けている人は、その手帳
- ☐ その他所得の計算に必要な書類
- ☐ 還付を受けるための銀行などの通帳

還付申告受付

2月9日から

確定申告をしなくてもよい場合でも、医療費控除や住宅取得特別控除などを受けた、源泉徴収された所得税が納め過ぎになっているときに還付を受けるための「還付申告」は2月9日（月）から町役場第2会議室に会場を設け受付ています。

早めに申告をして還付を受けるようにしてください。

■問い合わせ先

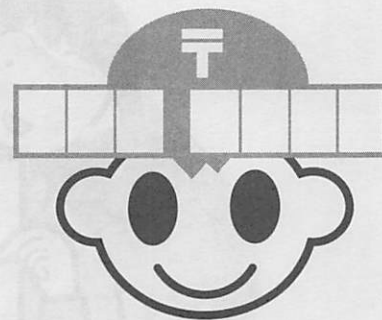
町税務課賦課徴収係
(TEL65-4111 (内)121)へ

月	日	曜日	午 前 (9時～11時)	午 後 (13時～16時)	会 場
2	9	月	還付申告相談受付 祝 日 を 除 く		町役場 第 2 会議室
	13	金			
	14	土			町役場第2・3 会議室
	15	日			
	16	月	小古郷東・前 山	小古郷西	
	17	火	小古郷南	北 祝	
	18	水	小 山・西 祝	南 祝	
	19	木	恵比須・築地	東・縄田北	
	20	金	縄田南	中 村・西 条	
	21	土			
	22	日			
	23	月	浜	寺河内・二の宮	
	24	火	税 務 署 相 談 税務署から「来署依頼」のはがきが来た人は、 この日をご利用ください。		町公民館 2 階 大会議室
	25	水			
26	木	砂郷一・砂郷二	砂郷三	町役場第2・3 会議室	
27	金	砂郷四	飛 石		
28	土				
3	1	日			
	2	月	沖の原		岩倉西
	3	火	岩倉前		岩倉西前
	4	水	岩倉辻		岩倉上
	5	木	旦 東		旦 西
	6	金	旦 北		旦門松
	7	土			
	8	日			
	9	月	岡		浜 表
	10	火	赤 迫		井 関
	11	水	野 口		河 内
	12	木	杖川・源河	向井関	
	13	金	引 野	仙 在・青 畑	
	14	土			
15	日				
16	月	指 定 日 が 無 理 な 人			

青色申告の人へのお願い

昨年までは、青色申告の人でも申告期間中に役場の職員が申告相談に応じておりましたが、このたび山口税務署から、これでは青色申告控除額において白色申告者と比較して不公平が生じるのではないかと指摘を受けました。したがって、平成9年分の確定申告から申告期間中の相談には応じかねますのでご理解と協力のほど、よろしくお願いいたします。なお、青色申告者で申告書の作成が自分でできない人、質問のある人は直接、山口税務署へご相談ください。

2月2日から郵便番号が 7けたになります

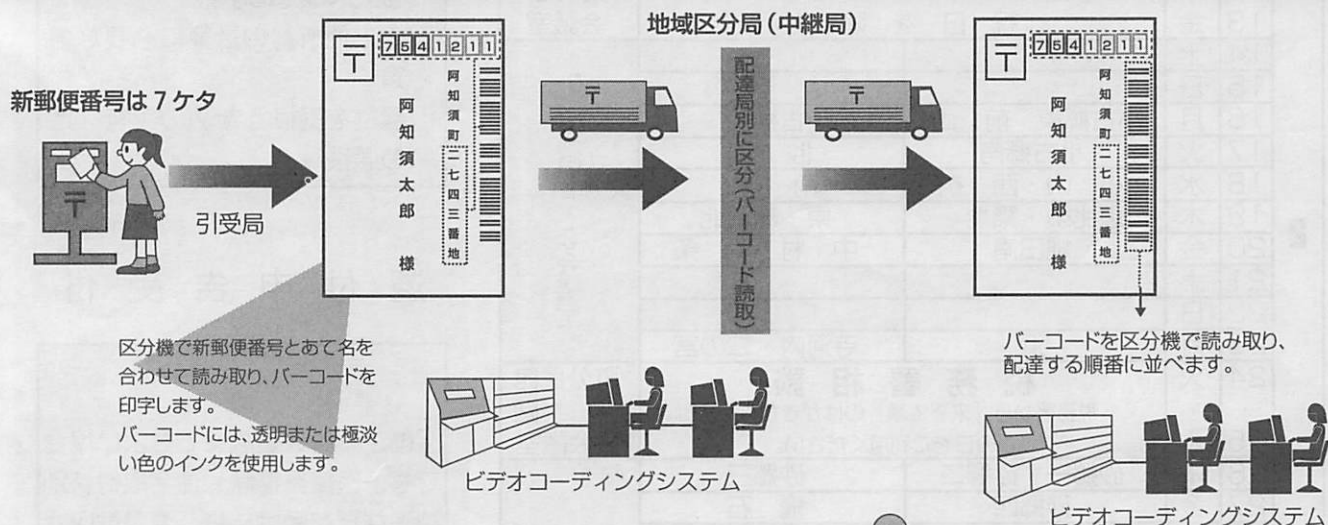


2月2日から7けたによる新郵便番号制をスタートします。

この新郵便番号制の導入により、郵便物に書かれた住所を機械で読み取り効率的に配達を行います。また、人手を省くことによりできるだけ長く現行の料金水準を維持することや、あて名の記載を簡略できるようになります。

新郵便番号の記載はご協力をお願いするもので、新郵便番号制の導入後、現行の郵便番号を記載しても届きますが、「できるだけ早期に新郵便番号が浸透するようお願いいたします。」と阿知須郵便局の長尾局長の話。みなさんどうぞご協力を！

新しい郵便処理システム



町内の新郵便番号

小古郷東	754-1233	小古郷西	754-1237
小古郷南	754-1234	前山	754-1236
小山	754-1235	北祝	754-1232
南祝	754-1243	西祝	754-1244
恵比須	754-1225	築地	754-1224
東	754-1226	縄田南	754-1223
縄田北	754-1222	中村	754-1221
西条	754-1214	寺河内	754-1231
浜	754-1215	二の宮	754-1242
砂郷一	754-1213	砂郷二	754-1216
砂郷三	754-1217	砂郷四	754-1212
飛石	754-1211	沖の原	754-1263
岩倉西	754-1205	岩倉前	754-1203
岩倉西前	754-1204	岩倉辻	754-1202
岩倉上	754-1201	旦東	754-1262
旦西	754-1265	旦北	754-1261
旦門松	754-1266	岡	754-1264
浜表	754-1241	赤迫	754-1245
井関	754-1247	野口	754-1252
杖川	754-1253	河内	754-1251
源河	754-1257	向井関	754-1254
引野	754-1255	仙在	754-1246
青畑	754-1256	焼野	754-1200

一口メモ

現在の郵便はがきを2月2日以降使用される場合は、次の方法があります。

- ① 現在の郵便番号の4、5けた目の下に新郵便番号の7、8けた目を書く。
- ② 5けた郵便枠の上に7ケタ郵便番号枠のシールを貼る。(1月5日からシールは、郵便局で無料配付。)
- ③ 新郵便番号枠を印刷した官製はがきと交換する。額面50円の郵便はがきについては、1月5日(月)から3月31日(火)までは手数料無料。

国民年金には保険料の免除制度があります

病気やケガ、失業などの理由で、所得が少なくして保険料を納めることが著しく困難な人には、保険料の免除制度があります。

免除には、届出をすれば免除される「法定免除」と、申請して承認されれば免除される「申請免除」があります。

●法定免除

(1) 生活保護法による生活扶助を受けている人

(2) 障害基礎年金または被用者年金の障害年金（一級・二級）の受給権者

●申請免除

(1) 所得の少ない方や、病気やケガなどで経済的に困窮の人

(2) 保険料を納めることが困難な特別な理由があるとき

また、一般的に収入の無い学生にも、学生用の保険料免除基準が定められています。

保険料が納められないからといってそのままにして

おくと、年金が受けられなくなる場合もありますので、必ずご相談ください。

●問い合わせ先 町住民課

福祉係 (TEL 651-4111)
(内) 164 (市) 2132) へ

県立盲学校

仮入学・入学検査

山口県立盲学校では、平成十年度仮入学・入学検査を次のとおりおこないます。

●日時 二月二十七日(金)

・高等部：午前八時～午後四時

・幼稚部、小学部、中学部：午後十時半～午後二時半

●会場 山口県立盲学校

●対象 まったく見えない人、矯正視力が0.3未満の人、視力以外の視機能障害が高度な人のうち、将来点字による教育が必要と認められる人

●出願期間 二月二日(月)～十三日(金)

●出願先・問い合わせ先

〒751 下関市幡生町一丁目一～二十二 山口県立

盲学校 (TEL 0832-11431) へ

小学生のための国際交流事業「ちびっこ探検学校」

ヨロン島

参加者募集

青少年の国際交流を進めている文部省所管の財団法人国際青少年研修協会が「第二十二回ちびっこ探検学校ヨロン島」の参加者を募集しています。

この事業は、在日外国人の子ども達と共同生活をしながらか、イカダこぎ、釣り、サトウキビから黒砂糖作り、ヨロン焼き(焼き物)、ハーレー船大会の他、洞窟で一泊する特別サバイバルコースなどを体験し、言語・習慣の違いを超えて友情を深め、国際感覚を身に付ける第一歩とすることを目的としています。(選択コース制)

●期間

三月二十五日から四月一日

●場所

鹿児島県大島郡与論町

●定員

四百六十人(小三以上)

●費用

広島駅発(十萬四千円) 博多駅発(十萬六千円)

*集合場所までの交通費は各自負担です。

●締切 三月九日(月)

●事業説明会 広島国際会議場 ラン

●資料・問い合わせ先

財団法人国際青少年研修協会 〒160 東京都新宿区四谷二の二 大村ビル 三階 (TEL 03-3335918421) へ

平成10年度「くらしの相談員」募集

県では、消費者啓発活動を効果的に推進するため、消費者の立場から協力していただく「くらしの相談員」を募集します。

●資格

県内に在住の二十歳以上の方

●締切 二月二十日(金)必着

●人員 百二人(本町から一人以上)

●役割

灯油等の消費状況の報告・石油製品の価格調査・消費者からの苦情

受付・その他、日常生活における消費者としての意見や情報の提供など

●任期 平成十年四月～十一年三月末日

●謝礼等 二万六千円(年額)*研修会などへの旅費等は県で負担します。

●申込先 町役場企画振興課商工観光係 (TEL 651-4111) (内) 144 (市) 2144) へ

●問い合わせ先

山口県環境生活部県民生活課消費生活係 (TEL 0839-3312608) へ

人の動き

住民登録

(平成9年12月31日現在)

人口……8,539人
男……4,001人
女……4,538人
世帯……2,831

12月の動き

(平成9年12月31日現在)

出生……8人
死亡……11人
転入……19人
転出……19人

●平成7年国勢調査●

人口/8,300人 世帯/2,585



1月

- 24日(土) スポーツ少年団認定養成講習会(町公、後1時～、25日まで)
 25日(日) ファミリースキー教室(町公前、前4時集合)
 27日(火) 古文書講座(町公、前10時～)
 28日(木) 骨粗鬆症予防教室(町公、後1時半～)

2月

- 3日(火) 育児相談(町役、前10時～) 古文書講座(町公、前10時～) 男女共同参画社会の実現に向けての懇談会(町公、後1時半～)
 4日(水) 骨粗鬆症予防教室(町公、後1時半～)
 5日(木) 高齢者教室(町、井関、岩倉各公民館、前9時半～)
 6日(金) 巡回図書(町内)
 9日(月) 還付申告受付開始(町役、前9時～)
 10日(火) さつき教室(町公、前9時～) 健康相談(町役、前10時～) いきいき広場(福セン、後1時半～)

日時 1月24日(土)
10:00～16:00

場所 サンパークあじす

対象 18歳以上64歳以下で体重が40kg以上の方

問い合わせ 町環境保健課保健衛生係
TEL 65-4111
(内) 151 (有) 2122

かけがえのない生命1
誰かのおくりもの



献血の

お知らせ

200ml
400ml

補装具などの相談も行います。
 ●申込方法 電話で二月二十日(金)までに県身体障害者福祉センター(TEL 08 391-2512345)へ

霊廟(合同納骨塔)

管理人募集

町では、霊廟(合同納骨塔)の管理人を次のとおり募集します。

- 資格 六十五歳未満の男子
- 業務内容 霊廟全般の管理
- 勤務時間 隔日、午前八時半から午後五時十五分まで(二人での交替制)

一日体験入所者

を募集

- 賃金等 日額賃金、社会保険制度あり
- 募集人員 若干名
- 申し込み 三月十六日(月)までに履歴書を添えて、町総務課へ申し込んでください。
- 問い合わせ先 町総務課 (TEL 65-41111(有)2113)

県身体障害者福祉センターでは、肢体不自由者(身障手帳所持の有無は問いません)を対象に一日体験入所者を募集しています。
 ●日時 三月一日(日)
 ●場所 県身体障害者福祉センター
 ●募集人員 十人程度
 ●体験科目 理学療法、作業療法、言語訓練、軽作業、陶芸、手芸、書字計算、パソコンのうち希望する三科目・相談、生活助の問題や

可燃ごみ(町内全域) 月・水・金

2 4 6 9 12 13 16
18 20 23 25 27

不燃ごみ(町内全域)

●灰・ビン・ガラス類
(第1.3水曜日)

●空缶・鉄類
(第2.4水曜日)

5 19

12 26

ごみの収集日

2

●ごみを出す時間
前日午後5時～当日午前7時30分

●町指定ごみ袋の販売先
町役場環境保健課、各地区環境衛生組合長宅・婦人会支部長(一部)宅等

●清掃センターへのごみの直接持ち込み

《持ち込みができる日・時間》
毎週月曜日～土曜日(祝祭日は出せません)
午前7時30分～正午/午後1時～2時